

日高市省エネ家電販売店舗登録要領

(趣旨)

第1条 この要領は、日高市省エネ家電買換え促進事業補助金交付要領（以下「交付要領」という。）に基づく省エネ家電販売店舗の登録等に関し必要な事項を定めるものとする。

(登録要件)

第2条 この要領の登録の対象となる店舗は、以下の各号に掲げる要件を全て満たし、第5条に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 市内で交付要領別表第1に掲げる機器を販売する店舗であり、統一省エネルギー等を活用し、省エネ家電の省エネルギー性能及び使用方法等の情報を店舗の利用者に対して説明できること。
- (2) 申込者の委任を受け、申込者に代わって、交付要領に基づく補助金に係る申請等の手続及び受領を適切に行える者であること。
- (3) 当該店舗の責任者及び従業員に日高市暴力団排除条例（平成24年条例第19号）第2条第2号に規定する暴力団員又は第3条第2項に規定する暴力団関係者を含めないこと。
- (4) 市が、市ホームページその他の市の媒体で、店舗情報や問合せ先を公表することに同意すること。
- (5) 交付要領に基づいて市が実施する「ひだかで省エネ家電買換え応援キャンペーン」の周知に協力すること。

(登録申請)

第3条 登録を受けようとする者は、日高市省エネ家電販売店舗登録申請書（様式第1号）（以下「登録申請書」という。）に必要事項を記入し、令和7年4月1日から同年12月31日までの間に市長へ提出するものとする。この場合において、令和7年4月1日から4月30日までを優先登録期間とし、市は、この期間に登録申請書の提出があった店舗を補助事業開始日までに登録するものとする。

2 登録申請書には以下の各号に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 法人の登記事項証明書の写し（個人にあっては営業証明書等の事業を営んでいることを証明できるもの）

- (2) 交付要領別表第1に掲げる機器の令和6年6月1日から令和7年1月31日における販売実績の分かる書類
- (3) 交付要領別表第1に掲げる機器の令和7年6月1日から令和8年1月31日における売上見込の分かる書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

(登録決定)

第4条 市は、前条の登録申請書を審査し、登録を適当と認めたときは、日高市省エネ家電販売店舗登録通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(遵守事項)

第5条 登録店舗は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 申込者の個人情報、日高市省エネ家電買換え促進事業以外の目的に使用しないこと。
- (2) 販売実績等に基づいた予算枠の配分について、市の定めた範囲を逸脱しないこと。
- (3) 来店した全ての補助対象者に対し、平等かつ丁寧に制度を説明すること。
- (4) 補助対象者からの申込書の提出により補助金の申請等に係る手続を受任したときは、当該申込書の内容に不備がないか省エネ性能要件の確認や本人確認等により適正にチェックを行い、交付要領に基づき市へ補助金の請求手続を行うこと。
- (5) 買換え前の家電を引き取った場合には、特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）その他関係法令を遵守し、適切に処分すること。
- (6) 毎週月曜日から日曜日までの事業の実施状況を、翌週の水曜日までに、市に報告すること。

(予算枠の分配)

第6条 登録店舗は、第4条の規定により通知した予算枠を超えて申込みを受けようとする場合には、日高市省エネ家電販売店舗予算枠分配申請書（様式第3号）により、必要書類を添えて申請することができる。

2 市は、第1項により申請のあった予算枠の分配について、審査の上、日高市省エネ家電販売店舗予算枠分配決定（不決定）通知書（様式第4号）により通知す

るものとする。

（登録内容の変更）

第7条 登録店舗は、登録の内容に変更が生じた場合は、速やかに市長に申し出なければならない。

（登録の取消し）

第8条 市長は、登録店舗が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該登録店舗に係る登録を取り消すことができる。

(1) 第2条の登録要件を満たしていないこと又は第3条の遵守事項を遵守していないことが判明したとき。

(3) 虚偽その他不正な手段により登録を受けたとき。

(4) 補助金に係る手続に関し不正が判明したとき。

(5) その他市長が登録に関し不適等と認めたとき。

2 前項の規定による取消しを受けた登録店舗は、取消しにより補助見込額の交付を受けられなくなった申込者に係る省エネ家電の販売契約について、申込者から解除の申出があったときは、契約解除に応じなければならない。この場合において、契約解除に伴う諸費用の清算については、信義に基づき誠実に申込者と協議するものとする。

（調査）

第9条 登録店舗は市が行う事業に係る調査等にできる限り協力しなければならない。

（その他）

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要領は、令和7年4月1日から施行する。

2 この要領は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。